

ひとり親家庭のしおり

平成28年8月現在

～鳥取県の母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさまへ～

鳥取県では、ひとり親家庭や寡婦の方を支援するため相談窓口や各種助成制度を設けています。
制度の詳しい内容などは、お住まいの地域の相談窓口にお気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭、寡婦とは

ひとり親家庭とは、離婚や死別等(その他、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄、未婚の母・父等)により配偶者の無い女子(男子)が20歳未満の子どもを養育している家庭(母子家庭、父子家庭)をいいます。

寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で現在お子さんが成人し、かつ配偶者のいない状況にある方をいいます。

困ったときの相談窓口は

	相談窓口	住所	電話番号
ひとり親家庭の総合的な相談窓口 母子・父子自立支援員	鳥取市児童家庭課	鳥取市富安2丁目138-4	0857-20-3465
	米子市福祉政策課	米子市加茂町1丁目1番地	0859-23-5135
	倉吉市子ども家庭課	倉吉市葵町722	0858-22-8220
	境港市子育て支援課	境港市上道町3000	0859-47-1077
	岩美町福祉事務所	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	0857-73-1339
	若桜町福祉事務所	八頭郡若桜町大字若桜801-5	0858-82-2214
	智頭町福祉課	八頭郡智頭町大字智頭1875	0858-75-4102
	八頭町福祉事務所	八頭郡八頭町宮谷254-1	0858-72-3583
	湯梨浜町総合福祉課	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	0858-35-5374
	琴浦町福祉あんしん課	東伯郡琴浦町大字徳万591-2	0858-52-1715
	北栄町福祉課	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5852
	日吉津村福祉保健課	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5952
	南部町福祉事務所	西伯郡南部町倭482	0859-66-5522
	伯耆町福祉課	西伯郡伯耆町吉長37番地3	0859-68-5534
	日南町福祉保健課	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
	日野町健康福祉課	日野郡日野町根雨101	0859-72-1852
江府町福祉保健課	日野郡江府町大字江尾2088番地3	0859-75-6111	
※三朝町又は大山町にお住まいの方は、下記窓口にご相談ください。			
	(三朝町の方)鳥取県中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3126
	(大山町の方)鳥取県西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原1-1-45	0859-31-9308

(どこに相談したらよいか分からないときは、こちらにご相談ください)



母子会

鳥取県母子寡婦福祉連合会	鳥取市伏野1729-5 (鳥取県社会福祉協議会内)	0857-59-6344
--------------	------------------------------	--------------

※ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のため、各種親子交流イベント等を実施しています。また、ひとり親家庭福祉推進員(ライフサポーター)を派遣し、様々な相談をお受けしています。

福祉の相談窓口 (県総合事務所福祉保健局)

東部福祉保健事務所	鳥取市江津730	0857-22-5625
中部総合事務所福祉保健局	倉吉市巖城町2	0858-23-3126
西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原1-1-45	0859-31-9308

制度の詳細・最新情報やイベント情報等を知りたいときは(鳥取県ひとり親家庭等支援サイト)

鳥取県では、各種支援制度を広く情報提供するため、「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」を開設しています。「どこに相談すればよいか分からない」「役立つ情報が欲しい」、そんなお悩み解決をお手伝いします。制度の最新情報やイベント情報等を随時配信する便利なメールマガジンもありますので、ぜひ配信登録してください。

<アクセス方法> <http://www.tori-hitorioya.com>

○パソコンから

○スマートフォンから 右のQRコードを読み取ってください。



ひとり親家庭になったときは

□ 児童扶養手当

支給対象者	手当額	手続・問合せ
児童を監護(保護者として面倒を見ること)している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父に代わってその児童を養育している者(養育者) ※「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳の年度末まで)にある児童。 ただし、心身に一定以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。	【全部支給】児童1人のとき 月額42,330円 【一部支給】児童1人のとき 月額42,320円～9,990円 ※所得に応じて、月額手当が決定されます。 【加算額】児童が複数ある場合は、上記の手当月額に以下の金額が加算されます。(※加算額は所得に応じて決定されます。) 児童2人目の加算額 月額 最大10,000円 児童3人目以降の加算額 月額 最大6,000円 ※上記の加算額は、平成28年8月分(12月支給分)から適用されます。	市町村役場 

□ ひとり親家庭特別医療費助成

対象者	助成内容	手続・問合せ
ひとり親家庭の18歳未満のお子さんとその母又は父 ※所得税非課税世帯のみ対象です。 ※お子さんの医療費は、小児特別医療費で助成される場合があります。	 ○患者負担額 【入院】日額 1,200円(負担上限額:月18,000円まで) 【通院】日額 530円(負担上限額:月2,120円まで) 【薬局】無料	市町村役場

□ 遺族年金(配偶者と死別された方)

制度	内容	手続・問合せ
遺族基礎年金	国民年金に加入していた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに遺族基礎年金が支給されます。	市町村役場
遺族厚生年金	厚生年金保険に加入していた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。(※父子については、年齢条件があります。)	年金事務所

□ 税の減免等

制度	内容	手続・問合せ
税の減免	ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、寡婦(夫)控除の適用が受けられる場合があります。	市町村役場 (税務担当課)
非課税貯蓄制度	児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると、元金350万円までの預貯金利子が非課税になります。(児童の母のみ対象)	金融機関
JR定期乗車券の割引制度	児童扶養手当を受けている方や、生活保護を受けている方は、JR通勤定期乗車券が3割引になります。(通学定期は対象外です。) ※割引を受けるには、お住まいの市町村(児童扶養手当窓口)で手続きが必要です。	市町村役場 または JR

日常生活で困ったときは

日常生活支援事業	就職活動や技能習得のための通学、冠婚葬祭や学校行事等で、お子さんの保育や日常の家事などが困難になった場合に、家庭生活支援員を派遣し、保育サービスや生活援助を行います。 ※事業を利用するには、あらかじめ市町村窓口で事前登録が必要です。 ※所得に応じて、1時間当たり0円～300円の自己負担が必要になります。	【問合せ】 市町村役場・ 鳥取県母子寡婦福祉連合会
母子生活支援施設	生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。施設では、支援員が生活する上での様々な相談や支援を行っています。	【問合せ】 市町村役場

住まいのことで困ったときは

公営住宅	県営住宅や一部の市町村営住宅の入居に当たっては、母子世帯、父子世帯や子育て世帯等の優先入居制度を設けています。 【県営住宅に関する問合せ窓口】※市町村営住宅は、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県住宅供給公社本部</td> <td>鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階</td> <td>0857-27-7334</td> </tr> <tr> <td>鳥取県住宅供給公社中部事務所</td> <td>倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階</td> <td>0858-26-8500</td> </tr> <tr> <td>鳥取県住宅供給公社西部事務所</td> <td>米子市靴町1丁目160 西部総合事務所新館2階</td> <td>0859-32-9211</td> </tr> </tbody> </table>	窓口	所在地	電話番号	鳥取県住宅供給公社本部	鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階	0857-27-7334	鳥取県住宅供給公社中部事務所	倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階	0858-26-8500	鳥取県住宅供給公社西部事務所	米子市靴町1丁目160 西部総合事務所新館2階	0859-32-9211
窓口	所在地	電話番号											
鳥取県住宅供給公社本部	鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階	0857-27-7334											
鳥取県住宅供給公社中部事務所	倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階	0858-26-8500											
鳥取県住宅供給公社西部事務所	米子市靴町1丁目160 西部総合事務所新館2階	0859-32-9211											
あんしん賃貸支援事業	住宅の確保に配慮を要する方の入居を支援する不動産店・住宅を登録し、情報提供するとともに、専任相談員による入居に関する相談を受け付けます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>事務所所在地</th> <th>専用電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>鳥取市川端2丁目125 (鳥取県不動産会館1階) 宅建協会東部支部</td> <td>090-7135-3686</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>倉吉市東蔵城町120-2 (ヨコジユウビル3階) 宅建協会中部支部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>米子市目久美町34-17宅建協会西部支部</td> <td>080-1949-3920</td> </tr> </tbody> </table>	地域	事務所所在地	専用電話	東部	鳥取市川端2丁目125 (鳥取県不動産会館1階) 宅建協会東部支部	090-7135-3686	中部	倉吉市東蔵城町120-2 (ヨコジユウビル3階) 宅建協会中部支部		西部	米子市目久美町34-17宅建協会西部支部	080-1949-3920
地域	事務所所在地	専用電話											
東部	鳥取市川端2丁目125 (鳥取県不動産会館1階) 宅建協会東部支部	090-7135-3686											
中部	倉吉市東蔵城町120-2 (ヨコジユウビル3階) 宅建協会中部支部												
西部	米子市目久美町34-17宅建協会西部支部	080-1949-3920											



お子さんを預けたいときは

一時預かり	パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加等の理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に保育を行います。	【問合せ】 市町村役場
ショートステイ	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で、数日間にわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に宿泊を含めて子どもを預けることができます。	
トワイライトステイ	保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。	
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。決められた利用料で保育所へのお迎えや一時的な預かり等の利用ができます。	
病児・病後児保育	病気や、病気の回復期にある子どもを、病院・保育所等に付設されたスペースで保育や看護を行います。	

お仕事をお探しのときは

ハローワーク	仕事と子育てを両立しながら就職を希望されている方の相談窓口となる「マザーズコーナー」も設置されています。		※根兩出張所にはマザーズコーナーはありません。	
		所在地		電話番号
	鳥取公共職業安定所	鳥取市富安2-89		0857-23-2021
	倉吉公共職業安定所	倉吉市駄経寺町2丁目15		0858-23-8609
	米子公共職業安定所	米子市末広町311イオン米子駅前店4F	0859-33-3911	
	米子公共職業安定所根兩出張所	日野郡野町根兩349-1	0859-72-0065	

スキルアップをして就業や就職活動に活かしたいときは

□ 自立支援教育訓練給付金

対象者(以下のすべてを満たす者)	内容	手続・問合せ
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母又は父子家庭の父であること 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にあること 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと 	対象講座を受講し、修了した場合に、その受講経費の一部を給付金として支給します。 【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 【支給額】 講座受講経費の60%相当額(ただし、1万2千円から20万円まで)	母子・父子自立支援員 (市町村福祉事務所)



□ 高等職業訓練促進給付金事業

対象者(以下のすべてを満たす者)	内容	手続・問合せ
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母又は父子家庭の父であること 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にあること 対象資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。 	対象資格を取得するために、1年以上のカリキュラムで養成機関で修業する場合、修業期間の生活の負担を軽減するため給付金を支給します。 【対象資格】 1年以上の修業を要する国家資格等 (例:看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、調理師等) 【支給額】 市町村民税非課税世帯:月額100,000円 市町村民税課税世帯:月額70,500円	母子・父子自立支援員 (市町村福祉事務所)

□ 高等職業訓練促進資金貸付事業

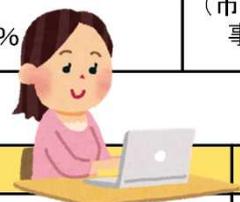
対象者(以下のすべてを満たす者)	内容	手続・問合せ
<ul style="list-style-type: none"> 上記「高等職業訓練促進給付金」の受給者 鳥取県内に住民登録をしている者であって、修了後1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業する意向のある者 	高等職業訓練促進給付金受給者に対し、以下の資金を貸付けます。 ○入学準備金:入学時に要する経費(入学金、教材費等) 上限50万円 ○就職準備金:就職に要する経費(転居費用、被服費等) 上限20万円 【返還免除規定】 養成機関を修了し、1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業した場合は貸付金の返還債務が免除されます。	母子・父子自立支援員(市町村福祉事務所) 鳥取県社会福祉協議会

□ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象者(以下のすべてを満たす者)	内容	手続・問合せ
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母、父子家庭の父又はひとり親家庭の児童 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にあること 	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、講座を受講する場合に、対象講座の受講費用の一部を給付金として支給します。 【支給額】 対象講座の修了時:講座受講経費の20% 高卒認定試験の合格時:講座受講経費の40%	母子・父子自立支援員 (市町村福祉事務所)

□ ひとり親家庭就業支援講習会(パソコン講習会)

対象者	内容	問合せ
母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦	就労に有利なエクセルの知識や技能を習得するための講習会を実施します。(託児サービスあり) 【平成28年度実施予定】 (一定の要件を満たす方には受講旅費を支給します。) 日程:9月13日~11月29日までの平日20日間 時間:18時30分~20時30分 【東部】 鳥取市弓道場(鳥取市布勢)、 【中部】 ほうき塾(倉吉市山根)、 【西部】 株式会社スペック(米子市灘町)	鳥取県母子寡婦福祉連合会



経済的なことで困ったときは（貸付金制度）

母子父子寡婦福祉資金貸付金 母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることのできる貸付金です。 ●修学資金、修業資金、就職支度資金（児童に係るもの）、就学支度資金 ⇒無利子 ●事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（親に係るもの）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 ⇒保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は金利年1.0%	手続・問合せ 市町村役場 県東部福祉保健事務所、県中部・西部総合事務所福祉保健局
生活福祉資金 収入の少ない家庭や心身に障がいのある方が、低利又は無利子で借りることのできる貸付金です。 ●総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金 ⇒連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は金利年1.5% ※貸付けに当たっては、上記母子父子寡婦福祉資金の貸付制度が優先します。	手続・問合せ 民生委員または市町村社会福祉協議会

お子さんの進学、教育費で困ったときは



小学生・中学生のお子さんのある方【就学援助】

対象者	補助対象品目	手続・問合せ
◆ 要保護者 :生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ◆ 準要保護者 :市町村教育委員会が上記要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 ・生活保護費の停止又は廃止、・住民税は非課税又は減免 ・年金や健康保険等の掛け金の減免等	学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費など（生活保護の給付対象となる品目は対象外です。また、市町村により給付対象となる品目は異なります。）	児童生徒が通学する学校 または お住まいの市町村教育委員会

高校生のお子さんのある方、高校・大学進学されるお子さんがある方

□ 高等学校等就学支援金

対象世帯	内容	手続・問合せ
市町村民税所得割額が30万4,200円未満（年収910万円未満程度）	【 県立高校 】平成26年4月以降に県立高等学校に入学される方は、原則として授業料を納付していただきますが、一定所得未満の世帯については、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付の必要がありません。 【 私立高校 】一定所得未満の世帯（年収910万円未満程度）については、所得に応じて就学支援金が支給されます（上限：授業料額）。	生徒が通学する学校

□ 高校生等奨学給付金

対象者	内容	手続・問合せ
高校生等の保護者、親権者等で以下のすべての要件を満たす者 ・市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護法による生業扶助受給世帯 ・鳥取県内に在住 ・高校生等（平成26年度以降の入学者に限る）が高等学校等就学支援金の支給対象である学校に在学（県外の学校を含む）	高等学校等（高等学校、高等専門学校1年～3年、専修学校高等課程等）に通う低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を給付します。（給付のため、返還の必要はありません。）	生徒が通学する学校（県外学校に通学する生徒の場合は、県教育委員会育英奨学室）

□ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金）

対象者	内容	手続・問合せ																															
母子家庭の母・父子家庭の父が扶養する児童（20歳以上の子を含む）、父母のいない児童、寡婦が扶養する子	◆ 修学資金 :高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 【 貸付限度額の例(国公立) 】 私立、専修学校の場合は額が異なります。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-top: 5px;"> <tr> <td>一般分月額(円)</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>高校・専修(高等)</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> </tr> </table>	一般分月額(円)	1年	2年	3年	4年	高校・専修(高等)	27,000	27,000	27,000		大学	67,500	67,500	67,500	67,500		76,500	76,500	76,500	76,500	◆ 就学支度資金 :児童(子)が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 【 貸付限度額の例(国公立) 】 私立高校・大学等の場合は額が異なります。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-top: 5px;"> <tr> <td>小 学 校</td> <td>40,600 円</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td>47,400 円</td> </tr> <tr> <td>高校・高専・専修学校</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学・短大・専修学校(専門課程)</td> <td>370,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>380,000 円</td> </tr> </table>	小 学 校	40,600 円	中 学 校	47,400 円	高校・高専・専修学校	150,000 円	大学・短大・専修学校(専門課程)	370,000 円		380,000 円	各市町村または東部福祉保健事務所、県中部・西部総合事務所福祉保健局
一般分月額(円)	1年	2年	3年	4年																													
高校・専修(高等)	27,000	27,000	27,000																														
大学	67,500	67,500	67,500	67,500																													
	76,500	76,500	76,500	76,500																													
小 学 校	40,600 円																																
中 学 校	47,400 円																																
高校・高専・専修学校	150,000 円																																
大学・短大・専修学校(専門課程)	370,000 円																																
	380,000 円																																

□ 鳥取県育英奨学資金

対象者(以下のすべてを満たす者)	内容	問合せ											
・鳥取県内に住所を有する者の子等 ・世帯の所得が一定の基準以下であること ・鳥取県の他の奨学金や、より貸与上限が有利な他の奨学金を受けないこと ・高等学校2年学時の学業成績の平均値が3.0以上(大学のみ)	【 貸与上限額の例(国公立) 】私立高校等、大学等の場合は額が異なります。 (総額は、高校3年間、大学4年間借りの場合) <table border="1" style="display: inline-table; margin-top: 5px;"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">貸与額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校等</td> <td>国公立</td> <td>648,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>828,000円</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>国公立</td> <td>2,160,000円</td> </tr> </table>	区分	貸与額		高校等	国公立	648,000円	私立	828,000円	大学等	国公立	2,160,000円	生徒の通学する学校
区分	貸与額												
高校等	国公立	648,000円											
	私立	828,000円											
大学等	国公立	2,160,000円											